

# 同朋大学同窓会本部事務局規程

(総 則)

第1条 本会の事務を処理するため、同朋大学内に本部事務局を置く。

事務局に関し、必要な規程は総会の議を経て、本部事務局規程としてこれを定める。

(職員及び任期)

第2条 本部事務局に次の職員を置き、その任期は2か年とする。

事務局長 1 名

事務局幹事 若干名

事務局主事 1 名

事務局員 同朋学園に勤務する本会会員(嘱託職員を含む。)

(事務局長)

第3条 事務局長は、総会の議を経て、会長が任命する。

(事務局幹事)

第4条 事務局幹事は、同朋学園の教職員の中から選出され、総会の議を経て、会長が委嘱する。

(事務局主事)

第5条 事務局主事は、同朋大学職員の出向を受ける場合がある。

附 則

本規程は、1985年8月17日から実施する。

附 則

本規程は、1997年11月2日 一部改正

附 則

本規程は、2000年11月3日 一部改正